

郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付要綱

平成26年3月26日制定

平成29年8月31日最終改正

[保健福祉部 障がい福祉課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住し子育てをしている保護者のうち、当該保護者の第一子が児童発達支援等を利用する際に生じる利用者負担の金銭的負担を軽減し、もって子育てしやすい環境を整えることを目的とし、当該保護者に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童発達支援等 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援及び医療型児童発達支援をいう。
- (2) 児童 前号に規定する児童発達支援等を利用している小学校就学の始期に達するまでの者で、保護者と生計を一にするもののうち最年長のもの（保護者に監護される者、18歳に到達する前に保護者に監護されていた者及び保護者又はその配偶者の直系卑属を含む。）をいう。
- (3) 児童の保護者 法第6条の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 郡山市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づく郡山市の住民基本台帳に登録されていること。
- (2) 市町村民税所得割合算額が133,000円未満の世帯又は市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯であること。
- (3) 申請年度の年度末において、当該児童に係る児童発達支援等利用者負担の納付に滞納がないこと。

2 補助金の交付対象者は、児童の父、母又は親権を行う者のうち、いずれか一人とする。

(補助対象額及び補助額)

第4条 補助金の支給対象となる補助対象額は、申請年度において当該児童が児童発達支援等を利用し、児童発達支援等を行う事業所に支払った利用者負担額とし、補助額は別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする児童の保護者（以下、「交付申請者」という。）は、郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、次に掲げる書類については、当該書類により証明すべき事実を、市長が公簿等により確認することができる場合は、その提出を省略することができる。

- (1) 児童の保護者及び生計を一にする世帯に属する扶養義務者に係る補助金の交付の申請年度の市町村民税の課税状況を証する書類

- (2) 児童の父母が離別し又は死別し、若しくは婚姻によらないで父又は母となり現に婚姻をしていない場合は、児童の父母の離別等を証する書類
- (3) 郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出後に児童の保護者及び世帯の状況等に変更が生じた場合は、異動報告書（第2号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する申請は、補助事業の性質により事業の着手前に申請することができないため、規則第20条の3の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする当該年度の3月31日までにを行うものとする。

（利用の期間及び利用者負担の納付の実績）

第6条 交付申請者は、当該児童に係る申請年度の児童発達支援等の利用が完了したときは、補助事業実績報告書（第3号様式）に利用の期間及び利用者負担の納付の実績を証した書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が当該児童の利用する施設の長が交付決定者に代わって実績報告を市長に提出することに同意する場合は、当該施設の長が補助事業等実績報告書（第3号様式）に利用の期間及び利用者負担の納付の実績を証した書類を添えて、市長に提出できるものとする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、交付を決定し、規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書により、当該交付対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、第3条第1項の要件を満たさない者及び第3条第2項に該当する者には、補助金の交付に該当しないことを当該交付申請者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、第7条の規定により交付決定を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助金に係る関係書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行し、改正後の郡山市児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用する。

別表第 1

世帯の当該年度の市民税所得割額	補助額
48,600円未満	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額又は別表2の区分に応じた額のいずれか低いほうの額
48,600円以上 133,000円未満	同一の月に受けた指定通所支援に係る法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額の100分の10に相当する額又は別表2の区分に応じた額のいずれか低いほうの額とし、月額5,000円を限度とする。

備考

- 1 世帯の市町村民税所得割額の算出については、郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（平成26年郡山市規則第70号）の規定の例による。ただし、同規則第4条第2項の規定は適用せず、当該年度の市町村民税課税額に基づき世帯の市町村民税所得割額を認定するものとする。

別表第 2

生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）	4,600円
市町村民税課税世帯（所得割28万円以上）	37,200円

備考

- 1 別表第2にいう「生活保護世帯」には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を含む。